

情報公開

町長交際費公開 (令和3年度下半期)

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

分類	件数	金額	主な内容
会費	1件	5,000円	●空港周辺4カ町村首長意見交換会
懇談会	2件	20,000円	●県庁企業誘致関係懇談会、叙勲祝賀会
慶礼金	1件	5,000円	●ハイコムウォーター大津物流センター落成式
弔慰金	3件	15,000円	●各種委員などの死亡時の香典
その他	4件	65,550円	●衆議院議員総務大臣就任祝い花代 ●町長・副町長名刺代
合計	11件	110,550円	

町長交際費は、町長が町を代表して行政を執行するために、外部との交際上必要な経費として認められているものです。支出にあたっては、「大津町長交際費支出基準に関する規程」に基づき社会通念上妥当な範囲で、最小限にとどめるよう配慮しています。

令和3年度下半期の主な支出は、町代表として参加した各種イベントの会費や町関係団体との懇談会費などです。これらの交際費について詳細を知りたい場合は、情報公開の請求ができます。

※町ホームページにも詳細を掲載しています。

産後ケア

産後ケア事業を始めました

●問い合わせ 役場健康保険課 母子保健係 (町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

宿泊	訪問	型	利用限度回数	利用料(課税世帯) ※所得額により減額あり
6泊 ※産後4カ月未満	5回 ※産後1年以内	訪問型(助産師が自宅に訪問)	3,000円/泊	1,000円/回

出産産後に育児の不安がある人、心身のケアが必要な人などに、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を始めました。希望する人は、事前に申請が必要になるので、ご相談ください。

●対象 次のすべてに該当する人で、町がこの事業による支援が必要と認められた人(感染性疾患にかかり、医師による医療が必要と診断されている場合などは利用できません)

- ・町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・心や身体の不調があり、専門職のケアや指導が必要な人
- ・家族などから、家事や育児の支援が受けられず、専門職のケアや指導が必要な人

●実施機関

- ・訪問型(助産師が自宅に訪問)
- ・お母さんと赤ちゃんのための桐原よし子助産所(桐原良子助産師)
- ・助産院 陽(金津陽子助産師)
- ・宿泊型(産婦人科医院に宿泊)
- ・菊陽レディースクリニック

●内容 産後の身体や育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導、乳房管理など

歯科健診

妊婦歯科健診を実施しています

●問い合わせ 役場健康保険課 母子保健係 (町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075



委託医療機関はこちら▼

町に妊娠の届出をした妊婦を対象に、委託医療機関で、妊娠中に1回、妊婦歯科健診を実施しています。受診票は、妊娠の届出の際に対象者へ配布しています。委託医療機関へ事前予約を行い、受診してください。予約がない場合や受診票がない場合は受診できません。

●対象者 健診当日に大津町に住民票を有する妊婦(転入前に妊娠中の歯科健診を受診した人は対象外です)

●期間 妊娠中に1回

●料金 無料

●※委託医療機関以外の受診不可

●持つていくもの 受診票、母子健康手帳、住所が確認できるもの(保険証など)

●健診内容 お口の健康チェック・歯肉の検査・結果説明など

●※歯石除去や治療が必要な場合は、健康保険の診療となりますので、有料となり、保険証が必要です。

児童手当

児童手当の制度(現況届・特例給付)が変わります

●申し込み・問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

児童手当の制度が、10月支給分から一部変更になります。変更になる点は、2つです。

児童手当の現況届が提出不要に

毎年、児童手当は6月に現況届を提出してもらい、その現況届により、10月以降の支給を行っていましたが、今年度から受給者の現況を町で確認するため、提出不要になりました。ただし、町から案内があった人は、提出する必要があります。

●現況届の提出が必要な人
離婚協議中で配偶者と別居している人や配偶者からの暴力などにより住民票の住所地が大津町外の人などは、現況届を提出する必要があります。提出の案内を送付しますので、昨年までと同様に現況届を提出してください。

●提出期限 6月30日(木)

●児童手当と特例給付とは?
児童手当は、児童一人につき、月額1万5千円か1万円(年齢と人数によって変わります)を支給するものです。特例給付は、児童一人につき5千円を支給するものです。児童手当と特例給付は、受給者の昨年の所得額により変わります。

所得制限限度額表

	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得	収入	所得	収入
扶養親族など*				
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238

*扶養親族など 所得税法上の同一生計配偶者と扶養親族、扶養親族などでない児童で昨年末時点で監護・養育した児童の数
*収入は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安です。

特例給付に所得上限ができます

特例給付を受給している人に所得上限額が設けられます。特例給付受給者(児童を養育している人)の所得が左表の②「所得上限限度額」以上の場合は、特例給付は支給されません。

児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要になります。

児童手当が受給できる人 所得が①以内
特例給付が受給できる人 所得が①②の間
どちらも受給できない人 所得が②以上

給付金

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 厚生労働省コールセンター ☎096(293)3510 ☎0120(400)903

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯を支援するために給付金を支給します。

●対象者

- ① 4月分の児童扶養手当が支給された人
- ② 公的年金などを受給し、4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の人

●給付金額
児童1人当たり5万円

●受給方法
①に該当する人
申請不要(5月11日に、4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます)

②・③に該当する人
申請必要

●支給時期
① 6月中
②・③ 7月以降

※詳しくは広報おおづ7月号でお知らせします。

●その他 詳しくは国ホームページ(厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」)に掲載しています。

国ホームページはこちら▼

